

令和 6 年 5 月 10 日

第 5 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 令和6年第5回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年5月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員（農業委員7名 計7名）

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 会 長     |     | 石松 雄平  |
| 会長職務代理者 | 1 番 | 穴井 英雄  |
| 委 員     | 2 番 | 欠席     |
|         | 3 番 | 穴井 幸子  |
|         | 4 番 | 松野 英一  |
|         | 5 番 | 時松 達也  |
|         | 6 番 | 飯沼 由彦  |
|         | 7 番 | 時松 浩一郎 |

農地利用最適化推進委員 宮原地区 麻生 輝雄、小田 清

農地利用最適化推進委員 西里地区 佐藤 三代司、佐藤 義昭

4. 欠席委員

田代カズヨ委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第3号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
番号7 による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹（欠席）

事務局職員（係長） 波多野 裕

## 7. 会議の概要

係 長       ただ今から、令和6年第5回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。  
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議 長       これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長       それでは、議事録署名委員は、4番松野英一委員、5番時松達也委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長       続きまして、日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長       事務局より説明いたします。議案書1ページを開いてください。農地法第3条の規定により下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和6年5月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第1号番号1です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の1筆です。登記簿地目及び現況地目は畑、面積は、286㎡です。権利種別は3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は、記載の通りです。申請事由は、農業経営規模縮小及び新規農業経営のためです。土地の価額は備考欄に記載があります。詳細は、別冊の資料1をご覧ください。資料1の1ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。ここで補足として、譲り受ける者は定年されて小

国町に帰ってこられたとのこと。新規参入のため権利を有する農地はありません。2 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。3 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。新規参入のため、これからの従事予定日数ということです。4 ページの 6 番に周辺地域との関係の記載があります。5 ページが住宅地図上の位置図です。6 ページが航空写真の位置図、7 ページに現地立会時の写真、8 ページが確認書です。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、5 月 1 日に私と穴井幸子委員、麻生推進委員、小田推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、譲り受け人の住宅に隣接している小規模な農地でした。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。今後は、自家消費の営農をされていくとのこと。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議長 日程第3 議案第2号番号1「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の2ページを開いてください。農地法第5条第1項の規定により下記農地の申請がありましたので意見を求めます。令和6年5月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第2号番号1です。農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇の2筆です。登記簿地目及び現況地目は田です。転用面積は、〇〇が609㎡の内21㎡、〇〇が1862㎡の内56㎡、2筆合計面積2,471㎡の内77㎡が転用面積です。権利は、賃貸借。貸付人、借受人は記載の通りです。転用目的は、電柱、支線等設置として転用することです。詳細は、別冊資料1の9ページからご覧ください。9ページから10ページが許可申請書の写しです。11ページが土地使用承諾書。12ページから14ページが事業計画書、12ページに事業の目的及び必要性、土地の選定理由の記載があります。選定理由を一部読み上げます。今回、選定理由として電柱の設置ルートを検討したところ各法令及び土地の状況、地域住民との調整結果を鑑み本ルートでの計画となり、当該申請地に電柱を設置する計画としております。当該農地以外の場所も検討しましたが、施工可能条件を満たす場所が農地しかなかったため。現況として農地として使用していない範囲を建柱箇所として利用すべく、農地の転用を申請いたしますということです。次に13ページに計画の概要、給排水計画、被害防除計画の記載があります。電柱を合計7本設置する計画です。14ページに資金計画の記載があります。15ページに工事時の工程表、16ページに自営線ルートの全体図に申請地の位置を示しています。17ページが航空写真上の位置図、18ページが申請地の自営線ルート詳細図、19ページが〇〇の詳細図、20ページが〇〇の詳細図です。21ページから24ページが自営線の断面図、25ページに配置図です。配置図の赤枠5カ所が今回転用する箇所です。26ページが排水計画図、27ページから29ページが排水計算書です。30ページから31ページが現地立会時の写真、32ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野英一委員から報告をお願いします。

4 番 現地確認については、4月30日に私と佐藤三代司推進委員、事務局で現地を確認しました。現地の転用箇所については、不耕作地の土地でした。転用者の事業実施のために農地の一部を転用するとのことでした。必要最低限面積で行うとのことでした。やむおえない転用と思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 小さい面積でも農地転用許可申請をする必要がありますか。

事 務 局 小さい面積でも電柱の敷地として農地を利用する場合は、申請する必要があります。また今回、転用者が一般の発電事業者であるため、電柱の農地転用の申請が必要です。

1 番 電柱への転用は、永久的なものですか。

事 務 局 地目が変わるので、永久的なものです。以上です。

7 番 自営線ルート of 総延長が約12kmとありますが、農地転用許可申請は、今回の1回だけですか。今後も転用申請が出てくるのでしょうか。

事 務 局 全体的な自営線ルートの計画は、16ページのとおり出ており、農地転用許可申請が必要な部分は、今回の申請地だけと聞いております。ただし、今後どうしてもルートの変更があり、農地転用許可申請が必要な部分が出てくる可能性は、あるかもしれません。その場合は、その都度周辺の農地に影響が出ないかなど確認した上で転用許可申請をしていただきます。以上です。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第 2 号番号 1 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第 4 議案第 3 号番号 1 から番号 3「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には一時退室をお願いいたします。  
(〇〇委員退室)

議長 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 議長 議案書 4 ページになります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認(利用権貸借)ではありますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和 6 年 5 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第 3 号番号 1 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、694 m<sup>2</sup>です。内容は、新規です。利用権設定をする者、受ける者は、記載の通り。利用目的は、飼料作物です。期間は 10 年の使用貸借。賃借料は使用賃借のため無償です。

続いて番号 2 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇の 2 筆です。2 筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、764 m<sup>2</sup>と 2,173 m<sup>2</sup>、合計 2,937 m<sup>2</sup>です。内容は、新規です。利用権設定をする者、受ける者は、記載の通り。利用目的は、飼料作物です。期間は 10 年の使用貸借。同じく賃借料は使用賃借のため無償です。

番号 3 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、2,291 m<sup>2</sup>です。内容は、新規です。利用権設定をする者、受ける者は、記載の通り。利用目的は、飼料作物です。期間は 10 年の使用貸借。賃借料は使用賃借のため無償です。説明は以上です。

議 長        それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1        番        新規設定というのは、これまで所有者が耕作していたのでしょうか。

事 務 局        これまでは、所有者が耕作されていた場所と別の耕作者が作付けされていた場所があります。

議 長        それでは、採決いたします。議案第 3 号番号 1 から番号 3 までの原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長        全員賛成ですので、議案第 3 号番号 1 から番号 3 までの原案について同意することを決定します。

採決後事務局が〇〇委員を呼びに行く。

(〇〇委員入室)

議 長        次に議案第 3 号番号 4 から番号 7「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長        議案書の 5 ページになります。議案第 3 号番号 4 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計 9 筆です。9 筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、上から 614 m<sup>2</sup>、1,238 m<sup>2</sup>、207 m<sup>2</sup>、82 m<sup>2</sup>、1,229 m<sup>2</sup>、1,927 m<sup>2</sup>、1,388 m<sup>2</sup>、1,738 m<sup>2</sup>、912 m<sup>2</sup>、合計 9,335 m<sup>2</sup>です。内容は、再設定です。利用権設定をする者、受ける者は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 5 年の賃貸借。賃借料は記載の通りです。

次に議案書 6 ページになります。番号 5 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、字〇〇の 2 筆です。2 筆共に登記簿地目は田、

現況地目も田です。面積は、1,941 m<sup>2</sup>と 3,347 m<sup>2</sup>、合計 5,288 m<sup>2</sup>です。内容は、新規です。利用権設定をする者、受ける者は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 2 年の賃貸借。賃借料は記載の通りです。

次に番号 6 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、915 m<sup>2</sup>です。内容は、新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物です。期間は 6 年の使用貸借。賃借料は使用賃借のため無償です。

最後に番号 7 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、985 m<sup>2</sup>です。内容は、新規です。利用権設定をする者、受ける者は、記載の通り。利用目的は、野菜等です。期間は 5 年の賃貸借。賃借料は記載の通りです。説明は以上です。

議 長        それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1        番        7 番の借り手の方は、これ以上は農地を借りないと聞いたことがあります。状況が変わったのですか。

事 務 局        7 番の申請地は、借り手の方が営農しやすいため借りることになったようです。また申請地で作物の収穫体験をする予定で農業に関する事業を拡大するとのこと。

議 長        それでは、採決いたします。議案第 3 号番号 4 から番号 7 までの原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長        全員賛成ですので、議案第 3 号番号 4 から番号 7 までの原案について同意することを決定します。

議 長        それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

令和6年第5回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する  
ためここに署名する。

4 番

5 番